

平成20・01・29近畿第11号
平成20年2月14日

株式会社プラネット
代表取締役 鈴木 忠樹 殿

近畿経済産業局長 久貝 卓



アルコール使用許可書

平成20年1月25日付けをもって申請のありました件については、アルコール事業法（以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。申請のありました使用施設又は貯蔵設備に係る整理番号は別紙のとおりとします。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（代表者職務大臣）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注2 審査請求をして判決があつた場合には、処分の取消しの訴えは、その判決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、判決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

NO COPY
再複写無効

記

1. 許可番号 1-5-06465
2. 条件

- (1) アルコール（特定アルコール（法第2条第4項に規定する特定アルコールをいう。以下同じ。）を除く。）を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする使用施設又は貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
- (2) 特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。